

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル
質問回答書

令和6年6月13日(木曜日)までに質問書(様式1)によりいただいた質問に対する回答は以下のとおりです。

資料名	該当部分	質問内容	回答
1 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	実施要項P8 参加表明書等の提出のエ配置予定技術者調書について、「雇用関係が確認できる資料の写し1部」とありますが、様式等は任意と考えてよろしいでしょうか？また、協力事務所の配置予定技術者についても必要でしょうか？	様式は任意です。 雇用関係が確認できる資料の提出が必要なのは、「直接雇用関係が3ヵ月以上継続していること」を要件としている建築設計統括技術者(管理技術者)及び建築設計主任技術者に限ることとします。 実施要領8(1)カc～gに示す配置予定技術者については提出不要とします。
2 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	(実施要領) P.8「エ配置予定技術者調書」について、建築設計主任技術者は計共同企業体で参加する場合、代表構成員又は構成員の社員に限ると記載されています。一方で、様式4-2に建築設計主任技術者は設計共同企業体で参加する場合、代表構成員の社員に限ると記載があります。実施要領の記載内容を正と考えてよろしいでしょうか。	正しくは「建築設計主任技術者は、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員又は構成員の社員に限る」となります。 様式の差し替えを行います。 (差替え前の様式を用いても審査に影響することはありません)
3 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	設計共同企業体で参加する場合、管理技術者は代表構成員の社員、建築設計主任技術者は代表構成員又は構成員となっているが、代表取締役社長や顧問を充てることは可能か。	可能です。 この場合、当該役職に就任後3ヵ月以上が経過していることを証明できる資料の写しを提出してください。 (例①: 登記等の写し) (例②: 建築士法第23条の2第5号により県知事(指定事務所登録機関)へ提出している所属建築士名簿)
4 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	実施要領p8、5(1)エの「雇用関係が確認できる資料の写し」は、当該技術者が、応募する建築設計事務所代表である場合、不要と言う理解でよろしいでしょうか？ 設計事務所が法人の場合でも個人の場合でも、上記のような理解でよろしいでしょうか？	3番の回答をご確認ください。設計事務所が法人であっても個人であっても同様です。
5 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	実施要項の8-カ-a, b について、配置予定技術者が常時雇用の業務委託者である場合、雇用関係が確認できる資料は「業務委託契約書」もしくは「出勤簿」を提出しても問題ないか。	雇用関係を確認する資料として「出勤簿」は認めません。 「業務委託契約書」は、3ヶ月以上雇用関係が確認できるものであれば可能です。 また、建築士法第23条の2第5号により県知事(指定事務所登録機関)へ提出している所属建築士名簿の写しなどでも差し支えありません。
6 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	「雇用関係が確認できる資料」で、雇用契約書は該当しますか。	該当するものとします。
7 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	雇用関係が確認出来る資料の写し: 配置予定技術者が所属する企業が発行する「雇用証明書」でも宜しいでしょうか？雇用関係を証明するのは、要項記載の通り、管理技術者、建築主任技術者に限るという事で宜しいでしょうか？	所属企業が発行する雇用証明書では、雇用関係を証明する資料になりません。 3番～6番の回答をご確認ください。 後半のご質問については、1番の回答をご確認ください。
8 実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者	実施要領P8 5参加表明書等の提出(1)提出書類、エ雇用関係が確認できる資料の写しについて、会社代表者による在籍証明書も含むと考えてよろしいでしょうか。	会社代表者による在籍証明書は、雇用関係を証明する資料になりません。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
9	実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者について	実施要領8 項 エ 配置予定技術者調書の添付書類について 雇用関係が確認できる資料の写しに(例：健康保険被保険者証等)と記載がありますが、弊社の健康保険証には会社名の記載がないのですが、それでもよろしいでしょうか。もしくは、社員名がリスト化されている健康保険被保険者標準報酬通知書の写しでもよろしいでしょうか。	社名の記載のない健康保険被保険者証は雇用関係を証明する資料になりません。 なお、雇用関係を証明する資料は、健康保険被保険者証に限定しておりません。 3番～8番の回答を参考に、3ヶ月以上雇用関係があることを確認できる資料をご提出ください。 健康保険被保険者標準報酬通知書の写しについては、会社名、該当社員名、雇用期間(3ヶ月以上継続していること)が分かるのであれば証明資料となります。(該当社員以外の個人情報を黒塗りにした写しを添付してください)
10	実施要領	配置予定技術者	実施要領8-(1)-カの中で、a 建築設計統括責任者(管理技術者)およびb 建築設計主任技術者の要件として、「本プロポーザルの公告日において直接雇用関係が3ヶ月以上継続していること」とあり、雇用関係が確認できる資料の写しとして(健康保険被保険者証等)とありますが、管理技術者に配置予定の者が大学兼務のため、弊社の労働者名簿・雇用保険証はありません。建築士法 23 条の 2 五号により県知事(指定事務所登録機関)へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり配置は可能です。 3ヶ月以上所属していることがわかる資料の写しを提出してください。
11	実施要領	配置予定技術者	協力会社の者を配置予定技術者に充てる場合、実施要領8ページに記載の資料の他に提出しなければならない書類はあるか。	協力会社の者を充てられるのは、実施要領8(1)カc～gに示す配置予定技術者のみとなります。 1番の回答に記載のとおり、その場合は雇用関係が確認できる資料は不要です。 その他の提出書類については、実施要領5(1)に記載のとおりです。
12	実施要領	JVの参加要件	代表構成員として参加予定で、単体として入札参加資格登録がある。JVを組む場合は、JVとして入札参加資格登録をし直すということか。若しくは、代表構成員のみ入札参加資格を登録していれば良いということか。	設計共同企業体(JV)を結成する場合は、すべての構成員の入札参加資格登録が必要です。 JVとして入札参加資格登録申請を改めて行う必要はありません。
13	実施要領	JVの参加要件	共同企業体を結成する場合、配置予定技術者(c～g)に構成員以外の協力会社を配置することは可能か。(協力会社がクの要件を満たしている場合)	可能です。
14	実施要領	JVの参加要件	8-(1)-キーcで「代表構成員は、上記ア～カに掲げる要件をすべて満たしていること。」とありますが、「上記ア～カa」ということでしょうか?	お見込みのとおりです。
15	実施要領	JVの参加要件	8-(1)-カについて、3社JV(仮A/B/C社)を予定していますが、A社でaを満たし、B社でbを満たした場合、C社はaもbも満たしていなくても問題ないでしょうか?	お見込みのとおりです。
16	実施要領	JVの参加要件	建築設計主任技術者を「各1人配置すること」と記載があることについて、共同企業体が3者であるため1名のみ配置である場合、1者が主任技術者とならないのは不自然であるため、建築設計主任技術者を2名配置したいのですが、可能でしょうか。	配置することは可能です。
17	実施要領	JVの出資比率	設計共同企業体の出資比率を確認できる資料について、仙台市指定の様式はあるか	様式は任意です。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
18	実施要領	JVの出資比率	(実施要領) P.8「オ設計共同企業体協定書提出届」について、協定書及び出資比率の確認ができる資料は任意書式でよろしいでしょうか。	17番の回答をご確認ください。
19	実施要領	JVの出資比率	出資比率の確認ができる資料の写しについて、構成員の社名と出資比率以外に必記事項等がありましたらご教示いただけますでしょうか。〈設計共同体協定書提出届 実施要領P8〉	特にありません。
20	実施要領	JVの出資比率	実施要領P8 5参加表明書等の提出(1)提出書類、オ 出資比率の確認ができる資料の写しについて、1社の最低出資率に規定はありますでしょうか。	ありません。
21	実施要領	協力会社の参加要件	協力会社も入札参加資格登録が必要か。	実施要領8(1)ク(P16)に記載のとおり、入札参加資格登録は不要です。
22	実施要領	協力会社の参加要件	実施要領 P16 8(1)クbに「協力会社の者が・・・可能とする」とありますが、どの参加者にも協力会社の者(会社ではない個人)は登録できるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施要領	建築設計統括技術者、建築設計主任技術者	今年の4月に管理建築士が変わった。3ヶ月以上勤続していないが、建築設計統括技術者、建築設計主任技術者に充てることは可能か。	公示日において、勤続3ヶ月未満の場合は不可能です。
24	実施要領	参加表明書	競争入札参加資格申請を随時登録申請する場合(申請期間:5月27~6月12日)、参加表明書提出時に、様式1の添付書類としての「入札参加資格登録書の写し」を添付できない可能性があるが、随時登録申請手続き中である旨を記載した書類(書式任意)を添付することでよいか。なお業者コードは空欄でよいか。さらに、登録後に登録書の写しを追加で提出する必要はあるか。	入札参加資格登録申請中で認定通知書が届いていない参加予定者(共同企業体構成員含む)は、本市契約課から送付された申請書受領通知に記載の申請書受領番号を仮の業者番号として、様式2、5、6の業者コード欄に記入のうえ、(登録申請中)と付記してください。
25	実施要領	参加表明書	2024年7月に事務所移転予定のため、事務所登録情報と事務所の住所が、随時登録申請と参加表明書の提出後に変更になる予定です。その場合に必要手続きについてご教示ください。	入札参加資格登録事項の変更については、「仙台市競争入札参加資格登録要綱」に基づき、手続きを行ってください。参加表明書記載内容に変更が生じた場合は、変更内容がわかる書類(様式任意)をご提出ください。
26	実施要領	参加表明書	実施要領P8、5(1)アにおいて「入札参加資格登録書の写し」とありますが、入札参加資格登録書とは「仙台市競争入札参加資格決定及び格付等通知書」のことを指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施要領	地盤調査	敷地の土壌汚染調査と地盤調査資料を公開していただくことは可能でしょうか。基本計画の直接基礎が可能な地盤深さは、N値50が出現する深さと捉えてよろしいでしょうか。	実施要領11(2)に記載のとおり、二次審査対象者となった参加者に電子データを提供いたします。また、基本計画に記載の内容はN値50が出現する深さです。
28	実施要領	敷地図面	5月31日に追加資料として公表された敷地図面をCADデータでいただけますでしょうか。	敷地図のdxfデータを提供します。市ホームページよりダウンロードしてください。尚、ベース図である都市計画基本図については、仙台市都市計画インターネット提供サービスをご確認いただき、各種データダウンロードにより、PDF形式・SHAPE形式によりダウンロードすることができます。これらにより把握できる情報を基にご提案ください。
29	実施要領	敷地図面	基本計画P34 敷地について、敷地のCADデータ、測量データ等の配布はございますでしょうか。また、高低差がわかる資料などはございますでしょうか。	28番の回答をご確認ください。
30	実施要領	敷地図面	周辺(駅や川など)含めた地盤レベルがわかる資料がありましたら共有頂くことは可能でしょうか。	28番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
31	実施要領	敷地図面	敷地周辺のインフラ図(ガス、給水、排水、電気、ネットワーク)はありますか。	プロポーザル段階においては提供しません。 プロポーザル段階では、インフラは前面道路から供給されるものと想定してご提案ください。
32	実施要領	敷地図面	既存配管など、地下の掘削に関する制限はありますか。	特にありません。
33	実施要領	敷地図面	[基本計画 P36]環境保全地区の範囲をCADでいただけますでしょうか。もしくは敷地境界線からの距離など、範囲が詳細に分かる資料をいただけますでしょうか。	仙台市都市計画インターネット提供サービスでご確認いただき、オープンデータカタログより、広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域のGISデータをダウンロードください。 尚、「隣接地要確認(環境保全区域)」と図示されている区域については、第一種環境保全区域・第二種環境保全区域の区域外として取り扱いください。
34	実施要領	敷地図面	敷地のCADデータ、景観重点区域、環境保全区域の境界線の正確な位置が分かる資料、前面道路幅員が分かる資料、道路境界線が分かる資料、地盤調査資料を提供いただくことは可能でしょうか。	敷地のCADデータについては28番の回答をご確認ください。 景観重点区域については、「仙台市景観計画」をご確認ください。 環境保全区域については、33番の回答をご確認ください。 前面道路幅員については基本計画P34をご確認ください。 道路境界については28番の回答をご確認ください。 地盤調査については、27番の回答をご確認ください。
35	実施要領	敷地図面	<第3章特記事項>1. 契約に関する特記事項>(6)貸与資料に関して、公示時点で共有されていない、地積測量図、土壤汚染調査報告書、地盤調査報告書(柱状図)の3点に関して、より現実的な設計提案のため、開示いただくことは可能でしょうか。	27番、28番の回答をご確認ください。
36	実施要領	敷地図面	ホームページで公開された敷地図には寸法、求積が記載されておませんが、都市計画図を重ね合わせると敷地面積をCAD上で求積すると敷地面積と相違します。敷地現況測量図を配布いただけないでしょうか。	プロポーザルにおいては綿密な設計提案を求めるわけではないため、現段階での提供はいたしません。
37	実施要領	地下鉄駅	隣接する国際センター駅駅舎の一般図(平面図、立面図、断面図)のCADデータを御提供頂けませんでしょうか。	平面については、仙台市交通局ホームページ (https://www.kotsu.city.sendai.jp/subway/station/kokusai.html)や青葉の風テラスホームページ (http://terrace.sendai-cp.net/yoyaku.html)「イベントスペースのご案内(PDF)」で確認できる情報によりご提案ください。 立面図については、二次審査対象となった参加者に電子データ(PDF)を提供することとします。
38	実施要領	地下鉄駅	[基本計画 P35]国際センター駅の図面をいただくことは可能でしょうか。	37番の回答をご確認ください。
39	実施要領	技術提案書	建物と周辺環境との調和の考えを示すイメージは、周辺状況写真の写真を必ず用いるのか。また、表現手法の制約はあるのか。	周辺状況写真に掲載している写真の利用は条件としていません。参加者が撮影した写真を用いることも可能であり、手描きスケッチ、CGパース等の表現方法も自由とします。 但し、視点レベルは歩行者目線とします。
40	実施要領	技術提案書	実施要綱p11「建物と周辺環境との調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする。(本要領11(2)エ【19ページ】に掲げる別添資料参照)」とありますが、視点が同じようなものであれば、webサイトの「仲の瀬橋からの眺望写真」以外の写真を用いたコラージュやスケッチに代用してもよろしいでしょうか。	39番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
41	実施要領	技術提案書	周辺状況写真の④仲の瀬橋からの写真はアイレベルの写真でしょうか。また、提案書で示す仲の瀬橋上からの視点はアイレベルのイメージでないといけないでしょうか。	周辺状況写真は歩行者目線の写真です。後半の質問に関しては39番の回答をご確認ください。
42	実施要領	技術提案書	“調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする。”とありますが、別途資料(要領11(2)エ【19ページ】)から画角の変更および写真以外の表現(絵など)への変更をすることは可能でしょうか。	39番の回答をご確認ください。
43	実施要領	技術提案書	技術提案書の、建物と周辺環境との調和の考え方を示すイメージの、「仲の瀬橋上から」の視点の高さの指定はあるか。わかりやすさのために歩行者よりやや高い視点でもよいか。	39番の回答をご確認ください。指定のイメージに加えて提案者が他のイメージを足すことは自由です。
44	実施要領	技術提案書	技術提案書等の作成にあたっての留意事項に、建物と周辺環境との調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする。と記載がありますが、「仲の瀬橋上から」であれば、提示写真からの多少の視点のずれは許容されると考えてよろしいでしょうか。	39番及び43番の回答をご確認ください。
45	実施要領	技術提案書	実施要領_6_(4)について、「建物と周辺環境の調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする」とありますが、仰俯角の調整やトリミング等、アングルを調整することは可能でしょうか。	39番及び43番の回答をご確認ください。
46	実施要領	技術提案書	実施要領_6_(4)について、「建物と周辺環境の調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする」とありますが、現状は敷地範囲外の背の高い樹木が景観を隔てております。これらの樹木の剪定や伐採を加味した景観連携は可能でしょうか。	39番及び43番の回答をご確認ください。また、樹木の剪定や伐採を加味した景観連携の提案は可能ですが、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に関係機関との協議により実現性を検討することとなります。
47	実施要領	技術提案書	実施要領p11、「実施方針等に参加者が判別できるような記載をしないこと」とありますが、主任技術者以外の協力者等の名称は記載してもよろしいでしょうか。	認められません。協力者等も含め、会社名、個人名等が判別できるような記載はしないでください。
48	実施要領	技術提案書	(実施要領) P.13「最終審査」について、説明資料として模型を使用することもできるとの記載がありますが、当該模型写真は必ずしも実施方針・技術提案書に掲載されていないとよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。周辺との景観形成を説明する資料として、必要であれば使用できるものとしています。
49	実施要領	技術提案書	実施要領_5_(2)ならびに実施要領_6_(5)について、持参による提出もご承諾いただけないでしょうか。	参加表明書等の提出方法は実施要領P8、技術提案書等の提出方法は実施要領P11に記載したとおりであり、持参による提出は受理しません。
50	実施要領	技術提案書	[実施要領 P11]技術提案書等の提出方法に関して、持ち込みによる提出は可能でしょうか。	49番の回答をご確認ください。
51	実施要領	技術提案書	技術提案書の提出は郵送または託送とあるが、提案者による持参は不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	実施要領	技術提案書	技術提案書の提出について、実施要領に「主要階平面イメージ図の主要階とは、大ホール舞台、大ホールメインホワイエ、音楽リハーサル室・舞台芸術リハーサル室（2つのリハーサル室が複数階に分散する場合は、リハーサルラウンジがある階）、災害文化創造支援・発信エリア（当該エリアが複数階にまたがる場合はその主たる階）を含む階とする。」と記載がありますが、これらの諸室が複数階にわたる場合、主要と判断したものを1/600とし、その他は縮尺を変更することは可能でしょうか。	実施要領P10～11で縮尺を指定したもののについては、たとえ複数階にわたる場合であっても、縮尺の変更はできません。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
53	実施要領	技術提案書	技術提案書の平面イメージ図、断面イメージ図の縮尺の指定がございませうが、提案書のレイアウトに合わせて変更してもよろしいでしょうか。	52番の回答をご確認ください。
54	実施要領	技術提案書	実施要項P10、6(2)提出書類に関連し、技術提案書A1はハレパネ等のパネル化は必要でしょうか。	パネル化はしないでください。但し、プロポーザル終了後、公開展示を考えておりますので、それを考慮した紙質としてください。
55	実施要領	技術提案書	提案書は、要項に記載の他は、特に制限なし、と考えて宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。実施要領P10～11記載の内容を満たした上で、他は自由にご提案ください。
56	実施要領	技術提案書	[実施要領 P11]実施方針、技術提案書に過去に手掛けた物件の写真などを事例として記載してもよろしいでしょうか。	参加者の特定につながるため、記載は認めません。
57	実施要領	技術提案書	設計共同企業体を結成する際、技術提案書にそれぞれの業務分担等の記載の必要はありますか。	表現は自由ですが、顔写真や会社名等参加者の特定につながる表現は避けてください。
58	実施要領	技術提案書	審査方法等について、要領P12 7(1)にて「その経験の多寡や、実績となる構造規模等の種別・規模などは評価対象としない」「一次審査では、参加者間で優劣をつける評価は行わない」とあります。これは二次審査・最終審査においても、経験・実績は評価の判断材料ではない、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	実施要領	技術提案書	二次審査における技術提案書の表現の制限について。今回のこの募集は「プロポーザル」であると認識しています。「大臣官房官庁営繕部 事務連絡 平成30年4月2日」では、「プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めている。」として取り扱うよう求めています。一方で、本プロポーザルの目的、そして各審査委員からのメッセージを読むと、この計画地とプログラムにふさわしい優れた提案が求められているものであることが十分に理解できます。このとき、①表現の制限が有るのか無いのか、②審査において視覚的表現の優劣は評価の対象で有るのか無いのか、③「ひと」を選ぶのではなく優れた提案を選ぶのか等、今回プロポーザルの審査および評価方針について明確に示していただけませんか。応募者として、少々の躊躇と混乱を覚えています。	本プロポーザルは、実施要領1(2)エに記載のとおり、設計者としての基本的な考え方や複合施設の設計に関わる総合的な技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として特定することを目的として実施するものです。審査における評価の視点は実施要領7(2)イに記載のとおりです。
60	実施要領	技術提案書	実施方針の内容に関して、将来の大規模改修を想定した設計上の配慮とありますが、どのような改修(一部用途転用など)を想定していますでしょうか。生音の音楽ホールとしては、静音性を確保しやすいRC造が望ましいですが、将来の大規模改修に備えて鉄骨造などの提案も評価されるということでしょうか。	一般的に、公共施設の長寿命化を図るため、建築外装内装の改修や設備機器の更新等の改修工事を行います。詳しくは仙台市公共施設総合マネジメントプランをご確認ください。用途転用等は特に想定しておりません。
61	実施要領	技術提案書	「実施方針」に記載する「将来の大規模改修を想定した設計上の配慮」の「将来」とは、具体的にどのようなタームやケースを想定していますか？	60番の回答をご確認ください。
62	実施要領	敷地条件	敷地内の電柱は移設が可能でしょうか。また、敷地外に移設は可能でしょうか。	現状変更は可能です。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に関係機関との協議により実現性を検討することとなります。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
63	実施要領	一次審査	一次審査結果通過者人数の想定と、評価基準をご教示ください。参加資格に適合していれば、原則として一次審査は通過できるものであるかについてもお示しください。	実施要領7(1)(P12)に記載のとおり、本プロポーザルの趣旨から、一次審査では、参加者間での優劣をつける評価は行わず、参加に関する事項への適合が確認された場合は、二次審査対象者として選定いたします。このため、一次審査通過者数の想定はしておりません。
64	実施要領	一次審査	一次審査通過以降に、質疑が生じた場合の質疑提出の機会を設けていただけませんか。	今後の質疑応答は予定しておりません。
65	実施要領	一次審査	審査結果の通知方法についてご教示いただけますでしょうか。	郵送および電子メールにより通知します。
66	実施要領	二次審査	二次審査の評価手順を明らかにしてほしい	二次審査では、実施要領7(2)に記載の評価の視点に基づき、総合的な評価を行い、投票及び意見交換により最終審査対象者の選定及び受注候補者を特定します。尚、提案者名は伏せた上で審査を行います。
67	実施要領	二次審査	二次審査の評価基準を示していただきたい	実施要領7(2)ア及びイに記載のとおりです。
68	実施要領	二次審査	二次審査の評価項目ごとの配点を示していただきたい	点数評価は行いませんので、配点もありません。投票及び意見交換により最終審査対象者を特定します。尚、提案者名は伏せた上で審査を行います。
69	実施要領	二次審査	(実施要領) P.12の二次審査で、実施方針・技術提案書の評価の視点が示されておりますが、各々の項目の配点についてご教示頂けないでしょうか。	68番の回答をご確認ください。
70	実施要領	最終審査	(実施要領) P.13「最終審査」について、プレゼンテーションの出席者は配置予定技術者に限ると記載がありますが、ここでいう配置技術者とは、配置予定技術者調書にて提出される者と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	実施要領	最終審査	プレゼンテーションの出席者3名は、登録した配置予定技術者であれば誰でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施要領	最終審査	実施要項P13eにおいて「プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3人以内とし、本プロポーザルの配置予定技術者に限る。」とありますが、出席者の他にパソコン操作者1名を同席させることは可能でしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングに出席する配置予定技術者(3人以内)の他に、補助員として1名の同席は許可します。その場合、補助員が発言することはできません。
73	実施要領	最終審査	[実施要領 P13]プレゼンテーションの出席者はパソコンの操作者を除いて3名との理解でよろしいでしょうか。	72番の回答をご確認ください。
74	実施要領	最終審査	2次審査後に、最終審査対象者に提示される審査委員会からの「質問・指摘事項書」への回答は、プレゼンテーション15分の中で回答するのでしょうか？それとも、プレゼンテーション15分は、提案書に基づいた説明を行い、ヒアリング30分の中で回答するのでしょうか？	プレゼンテーション15分の中で回答いただきます。
75	実施要領	最終審査	「質問・指摘事項書」への回答は、提案書に基づいた説明とは別のデータとするにしても、形式はスライドとして宜しいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
76	実施要領	最終審査	プレゼンテーションとヒアリングに使う資料の作成作業完了がぎりぎりまで掛かる見込みです。これらの提出期限は出来るだけ遅くして頂きます様、お願い申し上げます。	ご意見として伺います。
77	実施要領	最終審査	イ プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)の実施について、会場構成や使用可能なPCや機器、ご用意いただける(プロジェクターとPCを接続する)アダプターの規格などは、最終審査対象者に選ばれた場合別途ご教示いただけるということでしょうか。〈実施要領P13〉	お見込みのとおりです。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
78	実施要領	最終審査	プレゼンテーションの際、配置予定技術者3名以内というのは、管理技術者であるか各主任技術者を問わず、どの者が出席してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、配置予定技術者調書に記載の者に限ります。
79	実施要領	アドバイザー	「(仮称)国際センター駅北地区複合施設基本計画アドバイザー」の2名(本江氏、本杉氏)は基本設計以降はどのように計画へ関わられますか。立場などご教示ください。	「基本計画アドバイザー」だった本江正茂氏・本杉省三氏は、現在は「複合施設整備アドバイザー」であり、実施要領P5に記載のとおり、設計者はアドバイザーと連携して基本設計業務に当たることとなります。
80	実施要領	音響コンサルタント	(実施要領) P.5「音響コンサルタントの設計チーム参画」について、業務委託仕様書には受託者の業務として「舞台音響」が記載されていることから、計画・設計は受託者にて実施し、音響コンサルタントは委託者のメンバーとして助言を行うという参画と考えてよろしいでしょうか。この場合、業務受託後に同音響コンサルタントに音響設計の一部を委託することは可能でしょうか。	(株)永田音響設計は、発注者側の一員として助言をするという位置づけではなく、設計チームに参画し、本施設に係る音響設計実務全般を担うこととなります。 具体的には、ホール以外も含めた施設全体の室内音響設計(コンピュータ・シミュレーションや音響模型実験を含む)・騒音振動制御設計・舞台音響設備設計基本計画の策定(システムの考え方策定と機器リスト作成)が同社の業務内容となります。この業務については本市が同社と直接契約を締結するものであり、設計者が別途同社と契約を締結したり、報酬を支払ったりする必要はありません。 なお、仕様書上の「追加業務の範囲」の中の「舞台音響」に係る業務として設計者が担うのは、(株)永田音響設計が行う上記の音響設計業務以外の全般となります。例えば、舞台音響設備基本計画に基づく設備設計図書の作成は、設計者側で実施いただくこととなります。
81	実施要領	音響コンサルタント	設計チームとして指定の音響コンサルタント会社が参画することを前提にするとあるが、コンサルタント業務費は市が支払い、設計チームからコンサルタント料を支払う必要はないと考えて宜しいか。	お見込みのとおりです。 80番の回答もご確認ください。
82	実施要領	音響コンサルタント	実施要領P.5「受託者においては、設計チームとして同社(株式会社永田音響設計)が参画することを前提に体制整備や業務遂行の計画を立てること。」とあるが、これは同社の基本設計業務に対する報酬を受託者が支払うことを意味するののか? また、このことは、プロポーザル時の設計チームに、音響設計を担当する者が加わることを妨げるものなのか。	前半の質問に関しては、80番の回答をご確認ください。 後半の質問に関しては、プロポーザル段階において、応募者が技術提案書作成のため、同社以外の法人や個人から音響設計面での助言・協力を得ることを妨げるものではありません。ただし、80番に記載のとおり設計者に委託する業務内容には、市が直接契約する音響コンサルタントが担う業務は含まれないこととなりますので、その点に十分に留意してください。
83	実施要領	音響コンサルタント	実施要領P5には「市が音響コンサルタントと直接委託契約を結んでいる」との記載がある。設計者の側では、下請けや協力会社として別途音響設計者をつけなくてもよい、という認識でよろしいか	お見込みのとおりです。 80番の回答もご確認ください。
84	実施要領	劇場コンサルタント	2-(5)で指定の複合施設アドバイザーと音響コンサルタントと連携して基本設計業務にあたりますが、本プロポーザルへの協力事務所に劇場コンサルと音響コンサルタントは組込む必要がないということでしょうか。	音響コンサルタントについては、80番の回答をご確認ください。 劇場コンサルタントについては、実施要領P5に記載の複合施設整備アドバイザーが、劇場計画の識見に基づく助言・監修を担うこととなります。 このため、設計者側で劇場コンサルタントを別途協力事務所として組み込むことは必須条件としていません。 ただし、上記の助言・監修を踏まえながら、劇場機能・設備等に係る設計業務の成果品(建築図面、舞台機構・舞台照明等に係る設備設計図面等)の作成を設計者として行っているため、そのために必要な体制を取っていただく必要があります。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
85	実施要領	審査委員	用語の定義について、実施要領P18 10 (3) における「プロポーザル審査委員等」とは、P17 8 (2) イaの定義「本要領7 (5) ア及びイに掲げる者」と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。
86	実施要領	発注方法	【業務について】基本設計業務完了後、実施設計業務および工事監理業務の発注想定をお示しください。現段階でのPFI方式導入の検討有無、デザインビルド方式の検討有無についてもご教示ください。	実施設計業務委託、工事監理業務委託の契約手法については今後検討します。 また、基本計画第6章1 (1) に記載のとおり、「設計施工分離発注方式」を採用しております。
87	実施要領	契約金額	実施要項 P21 (17)に「・・・予定価格ではない」とありますが、契約金額はどのように決定されますでしょうか。また、書式(様式7)の金額は評価対象でしょうか。	地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第2号に基づき、随意契約により締結します。 なお、基本設計業務に係る提案額については評価対象ではありません。
88	様式	様式1、2、5、6、7	(様式1、2、5、6、7) 業者コードとは何か。	入札参加資格登録書(認定通知書)に記載の番号です。
89	様式	様式1、2、5、6、7	業者コードとは仙台市の競争入札参加資格者に割り当てられるものでしょうか。〈様式1、2、5、6、7〉	88番の回答をご確認ください。
90	様式	様式1	(様式1) 設計JVを組む場合、参加表明書には全ての構成員の業者コードが必要か。	代表構成員の業者コードのみを記載してください。
91	様式	様式2	(様式2) 実施要領 5 参加表明書の提出 (1) 提出書類 ア 参加表明書 提出部数、添付書類等に「入札参加資格登録書の写し1部」とありますが、「入札参加資格登録書の写し」とは「仙台市競争入札参加資格の申請種目について(通知)」のことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	様式	様式2	(様式2) 設計共同企業体を取らずに代表企業の協力会社として技術者登録する場合、協力会社名を参加者名に併記することは可能でしょうか。	様式2の事業者名の欄には参加表明書を提出する事業者名を記載し、協力会社等の併記はしないでください。
93	様式	様式2	(様式2) 実施要項P8 参加表明書等の提出のイ 会社概要について、枚数やフォーマット等は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	様式	様式2	共同企業体(3社)での参加の場合、入札参加資格登録書、建築事務所登録証明書は3社分必要であると理解していますが正しいでしょうか。〈参加表明書(様式2)、添付資料〉	お見込みのとおりです。
95	様式	様式3	(様式3) 代表的な業務実績について、過去の業務で代表構成員として行ったものがなく、また、改修等を中心に行っているため、確認申請が必要である規模の実績が書けない。その場合は、業務実績なしとして参加表明することは可能か。	業務実績なしと記載しても参加表明は可能です。 また、確認申請の必要有無に関わらず、改修設計業務も実績となります。 実績等の記載を求めています。その経験の多寡や、実績となる構造規模等の種別・規模などで参加者間に優劣をつける評価対象としていません。
96	様式	様式3	様式3及び4の実績を記載できない場合、参加資格はないのでしょうか。	95番の回答をご確認ください。
97	様式	様式3	様式3参加者の業務実績はJVでの参加の場合、代表企業のみ提出でよろしいでしょうか。	代表構成員の業務実績のみご提出ください。
98	様式	様式3	(様式3) 実績は1件とあるが、共同企業体の場合は構成員ごとに1件ずつの実績を挙げてよいか。	97番の回答をご確認ください。
99	様式	様式3	様式3の業務実績は代表的な業務実績を1件記載とあるが、共同事業体で参加する場合、共同企業体代表者の実績に限られるか。共同企業体構成員の実績でもよいか。	97番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
100	様式	様式3、4-1	(様式3、4-1) 参加者の業務実績は、設計共同企業体の場合、企業ごとにページを作成して提出という理解でよろしいでしょうか。	97番の回答をご確認ください。
101	様式	様式3	(様式3) 「設計共同企業体の構成員として行った設計実績については、代表構成員として行ったものに限る。」の記載について、構成員として行なったものが実績とされないのは公平でないと思われるので、記載することを許可したいのですが、いかがでしょうか。	代表構成員として行ったものに限ります。 なお、95番の回答もご確認ください。
102	様式	様式3	(様式3) 実施要領 5 参加表明書の提出 (1) 提出書類 ウ 業務実績ですが、構造規模等の種別が新築・改築以外に「外装・内装・設備を含んだ全面改修」も記載可能でしょうか。	記載可能です。
103	様式	様式3	(様式3) 参加表明書類に記載する実績について、新築(改築)以外で大規模改修を記載することは可能でしょうか。また、基本設計のみの場合でも記載することは可能でしょうか。	102番の回答をご確認ください。
104	様式	様式3	実施要領 5 参加表明書の提出 (1) 提出書類 ウ 業務実績において、(様式3)業務実績に「※1 代表的な実務実績を1件記載すること。」とありますが、指定の期間外に業務が完了した劇場・ホールの実績がある場合、参考として記載することは可能でしょうか。	記載できるのは指定期間内に完了した業務に限ります。
105	様式	様式3	実施要項 P8 5の※に「最終審査対象者は・・・」とありますが、書式(様式3, 4-1, 4-2)には「※2及び※4 PUBDISに登録されていない設計実績の場合は、契約書の写し等、設計実績が確認できる資料を添付すること」となっています。参加表明時に提出が必要なのでしょうか。	参加表明時は提出不要です。
106	様式	様式3	書式(様式3)(様式4-1)(様式4-2)の業務実績は、基本計画完了、基本設計完了、実施設計完了、のいずれかが含まれている業務であれば記載できると考えてよろしいでしょうか。	基本計画完了段階の業務は記載できません。
107	様式	様式3	「(様式3)業務実績 参加者の業務実績」の「設計完了年月日」の欄には例示として、「平成〇年〇月～令和〇年〇月」と記載されていますが、完了年月日を記載すべきでしょうか。それとも、設計期間を記載すべきでしょうか。	設計期間を月単位で記載してください。
108	様式	様式3	様式3 業務実績に記載するものの規模・用途・構造は問わないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	様式	様式3	様式3.4-1.4-2に記載する担当した役割が担当技術者でもよろしいでしょうか。	建築設計統括技術者(管理技術者)又は建築設計主任技術者としての実績です。
110	様式	様式3	様式3及び4の業務実績は前事務所の担当実績でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 前職における実績の場合は、それとわかるようご記載ください。
111	様式	様式3	様式3及び4の業務実績で、掲載しようとしているプロジェクトに明確に「建築設計主任技術者」という名称が出てきません。前事務所の責任者の証明書があれば建築設計主任技術者と同等と認められますでしょうか。	お見込みのとおりです。 同等と認められる職名等を記載してください。
112	様式	様式3	様式3及び4の業務実績の業務実績で、契約上はJVではなく協力事務所として参画し、建築設計主任技術者同等の役割を果たした場合、元請け責任者の証明書があれば建築設計主任技術者と同等と認められますでしょうか。	協力会社としての実績は様式3・4には記載できません。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
113	様式	様式3	様式3及び4の実績は二次審査の評価対象となりますでしょうか？	実施要領7(1)(P12)に記載のとおり、評価対象とはなりません。
114	様式	様式3	様式3及び4の業務実績で、改修案件を記載しようとする場合は規模によっては契約書が無い為、設計実績が確認できる資料は発注書請求書でもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、参加表明時に業務実績を証明する資料の提出は不要です。 最終審査対象者は、本市の指示があった場合に、実施要領5(1)ウ及びエに記載した業務の実施・従事の証明となる資料を提出いただきます。
115	様式	様式3	様式3及び4の業務実績で、改修案件を記載しようとする際に契約書がない場合、設計実績が確認できる資料は請求書と入金証明でよろしいでしょうか？	114番の回答をご確認ください。
116	様式	様式3	様式3及び様式4-1、4-2の業務実績の業務名において、PUBDISの登録コードの記入欄がありますが、会社コード及び業務コードを記載するという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
117	様式	様式3	(様式3) 実績の証明：契約書の写し、掲載された建築誌の写しでも宜しいでしょうか？	114番の回答をご確認ください。
118	様式	様式3	(様式3) 従事した立場の証明：配置予定技術者が所属する企業が発行する「従事立場証明書」でも宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 このほか、掲載された書籍等において、主たる担当技術者ということが分かるものでも構いません。
119	様式	様式3	(様式3) 参加表明書の業務実績について、設計実績が分かる資料として、掲載された雑誌の写し、又は、スタッフが設計担当した事を証明するサイン等のある書類のどちらかで問題ないかどうか。	114番の回答をご確認ください。
120	様式	様式3、4-1	様式3、4-1に記載する業務実績について、個人事業主から法人に移行した場合、個人と法人の業務実績のどちらも実績として認められますか。その場合に必要条件や添付する書類はありますか。	お見込みのとおりです。 必要条件は特にありませんが、最終審査対象者は、本市の指示があった場合、様式3、4-1の注意書きに記載の書類をご提出ください。
121	様式	様式3	(様式3) 設計実績を示す添付書類について、確認済証の写しを提出して構いませんか。	114番の回答をご確認ください。
122	様式	様式4-2	様式4-2配置予定技術者調書【建築設計主任技術者】に記載する業務実績は前職の実績でもよろしいでしょうか。	前職の実績でも構いません。 前職における実績の場合は、それとわかるようご記載ください。
123	様式	様式4-2	様式4-4は追加の配置予定技術者がいる場合のみ記入をすればよいという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	様式	様式4-3、様式4-4	(様式4-3、4-4) 【提出書類について】建築設計主任技術者以外の主任技術者については、業務実績の提出は不要と考えてよろしいですか。	実施要領8(1)カc、d、e、f、gの配置予定技術者については、業務実績の提出は求めておりません。
125	様式	様式4-1から4-4	(様式4-1から4-4) 実施要領5参加表明書の提出 (1)提出書類エ配置予定技術者調書に「雇用関係が確認できる資料の写し1部」とありますが、協力会社者を充てる場合は、保険証に会社名の記載がないため、協力会社の雇用証明書等を提出することよろしいでしょうか。	1番の回答をご確認ください。
126	様式	様式4-4	書式(様式4-4)には、建築、構造、電気設備、機械設備、コストの技術者を最低1名ずつ記載するのでしょうか。	実施要領8(1)カgに記載の技術者を充てる場合にご提出ください。 (配置は任意です。)
127	様式	様式4-1	様式4-1に記載するものの規模・別途・構造は問わないということでもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
128	様式	様式4-1	様式4-1※2設計実績が確認できる資料とは新建築の担当者名がわかるページの写しでもよろしいでしょうか？	114番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
129	様式	様式4-1から4-4	実施要領P21、13(11)において「様式4-1から4-4に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。」とありますが、参加表明後、協力事務所を追加することは可能でしょうか。	本プロポーザルの審査中に協力会社の者を追加することはできません。
130	様式	様式7	(様式7)本業務委託にかかる提案額は、一次審査、二次審査、最終審査において評価の対象にはならないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	様式	様式7	(実施要領)P.10で、様式7 技術提案書提出書に、基本設計業務に係る提案額を記載することとありますが、この提案額は、二次審査・最終審査において評価対象とはならないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	様式	様式7	様式7 提案額とは設計料という認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	仕様書	概算工事予算額	仕様書p.1、概算工事費予算額について、施設内駐車場整備に係る費用、外構工事費を除くとありますが、駐車場を地下に配した場合の扱いをご教示ください。	建設工事費の見込額の考え方は、基本計画第6章6に記載のとおりです。 駐車場については、基本計画において、動線計画や配置計画、土地利用制限、全体工事費等を勘案して駐車場の整備計画を記載しております。新たなご提案をいただくことは可能ですが、基本計画P61の内容の意図をご理解の上、ご提案ください。
134	仕様書	追加業務	(基本設計業務委託仕様書)P.2「追加業務の範囲」について、委託仕様書P.3に計画敷地の用途地域は第二種住居地域と記載があります。業務委託仕様書P.2に興行場法の届出書作成が言及されていることから、当該用途地域に建築できる用途から外れていると思料します。発注者にて用途地域の変更を行われる、設計業務の中で建築基準法48条の許可申請を取得するなどお考えがあればご教示ください。	仙台市では、現在、適切な土地利用の誘導・制限を図るため、地域地区等見直しの検討を進めており、当該エリアにおいては、建築物の用途制限の見直しについて検討しております。 検討状況に応じた必要な対応について、建築行政・都市計画所管部署と協議を進めています。
135	仕様書	追加業務	(基本設計業務委託仕様書)P.2「各種シミュレーション手法を用いた建築物価値評価」について、具体的な検討事項の想定があればご教示ください。	地下鉄振動対策を想定しております。(但し、本市が直接委託契約を結んでいる音響コンサルタント業務範囲を除く)
136	仕様書	追加業務	仕様書 第2章 業務仕様 2. 業務の範囲及び内容 (2) 追加業務の範囲ム「ホール等の舞台機構、舞台照明、舞台音響、舞台備品等に係る業務」は、設計業務も含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	仕様書	追加業務	未利用/再生可能エネルギーの調査とありますが、サーマルレスポンス試験や地下水位のための調査などの費用は別途経費請求でよろしいでしょうか。	受託決定後、基本設計を進める段階で必要となった場合、別途協議となります。
138	仕様書	設計条件	(基本設計業務委託仕様書)P.4 構造は「特殊な敷地上の建築物」とありますが、具体的な特殊性についてご教示ください。	「業務報酬基準ガイドライン(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について)解説」に記載のある、「隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合」を想定しております。
139	仕様書	設計条件	基本設計業務委託仕様書)P.4 設備は「特殊な性能を有する設備が設けられる建築物」とありますが、これは具体的には、「ZEB Ready以上の評価を取得する建築物」と考えて宜しいでしょうか。	光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備などを想定しております。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
140	仕様書	設計条件	第2章業務仕様>3.設計と条件>(3)難易度係数 に関して、上限金額を設定するに当たり設定していない諸条件であっても、プロポーザルを通じて提案した設計条件に応じて、業務契約時に仕様書の内容を協議により調整できるという認識でよいでしょうか。	特定された受注候補者と仕様書の内容等について契約交渉を行います。
141	仕様書	敷地条件	「(仮称)国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託仕様書(案)」p3の設計と条件に、一部区域が埋蔵文化財包蔵地、第一種・第二種環境保全区域、河川保全区域に指定されていると記載されていますが、具体的な範囲をご教示ください。	埋蔵文化財包蔵地及び環境保全区域については、仙台市都市計画情報インターネット提供サービスよりご確認ください。 河川保全区域については、宮城県ホームページに考え方が掲載されておりますのでご確認ください。 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/kasenhou-kuiki.html)
142	仕様書	データ形式	仕様書(案)P6第三章2(5)において、各種電子データ形式として「図面等: Adobe PDF 及び別途発注者の指定する形式」とされています。指定形式は何でしょうか?	受託後、別途協議となります。
143	仕様書	データ形式	業務における進捗報告や成果品提出において、BIMを利用した業務進行は求められるのでしょうか、任意でしょうか。また、複合施設設備アドバイザー、音響コンサルタント等の仙台市の関係者とのBIMによる連携は可能でしょうか。その場合、対応可能なソフトウェアや拡張子をご教示ください。	BIMを利用した業務進行は任意です。BIMによる連携は可能ですが、受託後別途協議となります。
144	仕様書	音響ガイドライン	音響ガイドライン 2. 室内音響 2. 2. 大ホール 2. 2. 2. コンサートホール形式 [7]内装仕上げ c. 舞台床において、「舞台床の表面材はヒノキなど針葉樹系の集成材(厚み: 45~50mm、合板下張りなし)とし、」とありますが、指定条件でしょうか。(例: 厚み35~40mm、下張り合板厚み15mm とする等は可能か)	指定条件ではありませんが、音響ガイドラインは、本プロポーザルにおける技術提案の段階から考慮することが望ましい事項を取りまとめたものであり、基本設計以降の検討のベースとなる情報のため、意図をご理解の上、ご提案ください。
145	仕様書	音響ガイドライン	(音響ガイドライン)p6,7より、プロセニウム開口サイズをw21m×h15m程度と解釈してよろしいでしょうか。	音響ガイドラインでは、舞台の大きさ及び舞台上の天井高さについての記載ありませんが、プロセニウム開口サイズは指定していません。基本計画P47に基づきご検討ください。
146	基本計画	運営エリア	基本計画p.60、管理・運営エリアの受付カウンターは貸室等の対応を考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	基本計画	運営エリア	基本計画p.60、運営エリアの諸室サイズを検討するために、想定職員数をご教示ください。また、仙台フィルの事務局についても想定職員数をご教示ください。	現段階では想定職員数をお示しすることはできません。基本計画に記載した運営エリアの想定床面積や諸室計画の情報を基に、技術提案書を作成してください。設計過程において、市と受注者で協議のうえ詳細を固めていくこととなります。
148	基本計画	運営エリア	仙台フィルハーモニー管弦楽団の構成人数および楽器構成についてご教示ください。	仙台フィルハーモニー管弦楽団ホームページに楽団員・事務局情報が掲載されていますので、そちらをご確認ください。 https://www.sendaiphil.jp/
149	基本計画	運営エリア	運営エリアの事務スタッフの想定人数を教えてくださいませんか。	147番の回答をご確認ください。
150	基本計画	運営エリア	基本計画P26 音楽ホールと震災メモリアル拠点は同一団体として運営していかれるとのことですが、運営人数等の想定があればご教授いただきたいです。	147番の回答をご確認ください。
151	基本計画	運営エリア	運営エリアの利用想定人数は何人程度でしょうか。(施設運営団体の団体数と人数、仙台フィルハーモニー管弦団体事務局の人数と、常駐か非常駐か)	147番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
152	基本計画	運営エリア	「運営エリア」における各諸室の面積及び人員の想定があればご教示ください。特に「管理運営や事業展開に必要な諸室」における執務室、作業室、委託業務員室及び会議室それぞれの数量、室面積又は人員、「仙台フィルハーモニー管弦楽団事務局」における事務局執務室の人員又は面積、会議室の数量及び人員の想定があればご教示ください。	147番の回答をご確認ください。
153	基本計画	運営エリア	運営エリアに関して、現在、あるいは整備後に想定されている職員数の目安がございましたらお示しください。	147番の回答をご確認ください。
154	基本計画	外構	現状、敷地内にはロータリーがあり本計画への組み込みも期待されていると理解するが、バスおよびタクシー/自家用車乗降場の想定でよいのか。	基本計画P37「各種移動手段と地下鉄の接続の利便性・効率性が維持されるように検討します。」との記載やP41、42の動線計画の記載を踏まえ、車寄せ、タクシー乗り場など各種アクセス動線を適切に計画してください。現状のロータリーをそのまま残す必要はありません。
155	基本計画	外構	敷地は現状、駅の利用者の送迎、駐車空間にもなっていますが、その機能はどの程度残す必要がありますか。送迎車のためのロータリー等は設ける必要がありますでしょうか。必要な場合、駅の現状の利用状況など、必要規模を想定できるような情報を提供いただくことは可能でしょうか。	154番の回答をご確認ください。
156	基本計画	外構	「アクセス動線」におけるタクシー及び団体バスの乗降場所及び駐車場は、「一般来館者」と「出演者・関係者」を分けて計画する想定でよろしいですか？	基本計画P41第4章4(2)②(P41)の記載を考慮してください。
157	基本計画	外構	「一般来館者」及び「出演者・関係者」が利用する団体バスの定員及び同時利用台数の想定があればご教示ください。	催事によっては、来館者及び出演者・関係者のほとんどが団体バスで来ること考えられます。このため、バスの待機場所として使える一定程度広いスペースがあることが望ましいですが、他の諸条件・諸要素も勘案しながら総合的に判断するものであるため、基本計画P41、P49に記載している以上の具体的な指定はありません。提案者のお考えで想定してください。
158	基本計画	外構	現況の敷地東側にあるロータリーは物理的にも機能的にも廃止してよろしいでしょうか？現況のロータリーを活用して国際センター駅からタクシーを利用する人が一定数存在すると想像しますが、そのような人は敷地内に計画する「一般来館者」用のタクシー乗降場所から利用することを想定してよろしいでしょうか？	154番の回答をご確認ください。
159	基本計画	外構	団体バスに関して、乗降スペース以外にバス専用の駐車スペースは必要ありますか？	基本計画P49に記載のとおり、大型搬入車両の待機場所を団体バスの待機場所として用いることも想定します。一般来館者用駐車場に関しては、大型バス専用の駐車スペースを計画する必要はありませんが、駐車場の一部が必要に応じてバス駐車に対応可能なものとなっていることが望ましいと考えます。
160	基本計画	クワイエットスペース	クワイエットスペースは、広場エリアの一部となっているが、屋内・屋外の指定はあるのか。	屋内・屋外等位置の指定はありません。
161	基本計画	クワイエットスペース	広場エリアにて「クワイエットスペース」と記載がありますが、屋外の想定でしょうか。	160番の回答をご確認ください。
162	基本計画	クワイエットスペース	クワイエットスペースの室内騒音低減目標値はないでしょうか。	設定していません。どのような性質・形状のスペースになるかを踏まえ、基本設計段階において、市と受託者で具体的に協議のうえ判断します。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
163	基本計画	クワイエットスペース	クワイエットスペースの想定利用人数は何人でしょうか。また屋内と考えてよろしいでしょうか。	利用人数や屋内・屋外の指定はありません。基本計画に記載した諸室計画の情報を基に、ご提案ください。
164	基本計画	クワイエットスペース	クワイエットスペースの中に設置を想定している家具・アート作品等がありますでしょうか。	現時点での想定はありません。
165	基本計画	建築条件	基本計画概要版p.38施設整備の基本的考え方における「日常の時間」「非日常の時間」「特別な時間」は、季節に関係した考え方でしょうか。関連する催し物の名称や時期をご教示ください。	基本計画P38の記述からご判断ください。また、本市ホームページに掲載している「国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会」の議事録も、適宜参考としてください。 https://www.city.sendai.jp/aobayamaeria/hukugoushitsu/kentou/konwakai.html
166	実施要領	技術提案書	「中心部震災メモリアル拠点」のイメージは、必須となる諸室等はあるのか。	特に指定はありません。
167	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	(基本計画)p40常設展ゾーン、企画展ゾーンの有料無料の想定があればご教示ください。	現段階では展示ゾーンの有料無料の想定はありません。基本設計と並行して検討していくこととなります。
168	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	「常設展ゾーン」及び「企画展ゾーン」はチケット不要の無料ゾーンと想定してよろしいですか？	167番の回答をご確認ください。
169	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	(基本計画)p40展示スペース(常設展ゾーン、企画展ゾーン、倉庫)の展示物の最大サイズ(D/W/H)の想定があればご教示ください。	現段階では展示物の詳細をお示しすることはできません。基本計画に記載した災害文化創造支援・発信エリアの諸室計画の情報を基に、ご提案ください。基本設計段階において、市と受注者で協議のうえ検討していくこととなります。
170	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	展示スペースに展示する物品等で、具体的に展示することが確定しているものがありましたら、必要な大きさと高さをご教示ください。	169番の回答をご確認ください。
171	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	「常設展ゾーン」の展示物について、イメージや具体例があればご教示ください。	169番の回答をご確認ください。
172	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	基本計画P55、常設展示スペースの企画等は今回の業務委託範囲に含まれますか？もし別団体での企画の場合、現段階でイメージされてい展示内容(パネル展のようなものか、震災遺留品の展示のようなイメージか)をご教示ください。	今回の業務委託範囲に常設展ゾーンの企画は含まれません。展示内容については、基本設計と並行して検討していくこととなります。
173	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	湿度や日射などのケアが必要な、紙類の展示はございますでしょうか。	基本設計と並行して検討していくこととなります。
174	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	基本計画には、災害文化創造支援・発信エリアの常設展ゾーン、企画展ゾーン、アーカイブライブラリーには面積指定がありませんが、それぞれのくらの量の資料の展示、保管を想定すれば良いでしょうか。	基本計画に記載したエリア全体としての想定面積や諸室計画の情報を基に、ご提案ください。詳細については、設計と並行して検討していくこととなります。
175	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	「常設展ゾーン」及び「企画展ゾーン」の面積の想定があればご教示ください。	174番の回答をご確認ください。
176	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	「アーカイブライブラリー」及び「市民研究活動スペース」の面積の想定があればご教示ください。	174番の回答をご確認ください。
177	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	「中心部震災メモリアル拠点」の機能について、基本計画書のほかに参照すべき資料や検討会議記録はありますか。	中心部震災メモリアル拠点の検討経過等につきましては、下記をご確認ください。 「中心部における震災メモリアル拠点の検討状況」 https://www.city.sendai.jp/shinsai/fukko/chushin/chushin.html

	資料名	該当部分	質問内容	回答
178	基本計画	災害文化創造支援・発信エリア	基本計画p.72(2)中心部震災メモリアル拠点の先行事業 デジタルアーカイブ「災害記録共有アーカイブ」SORAの先行事例はございますか。また、せんだいメディアテークで行われている「3がつ11にちをわすれないためにセンター」(わすれん1)の活動やせんだい3.11メモリアル交流館での活動は、当施設開館後に変更されたり連携したりする予定はありますでしょうか。	「災害記録共有アーカイブSORA」につきましては、令和6年6月11日に一般公開しております。 https://www.sora-sendai.jp/ 本アーカイブの活用事例につきまして、令和6年度は仙台市内の小中学生を対象としたワークショップを実施予定です。 また、「3がつ11にちをわすれないためにセンター」(わすれん)や、せんだい3.11メモリアル交流館との連携につきましては、今後検討してまいります。
179	基本計画	敷地条件	西側の植栽帯は敷地に含まず、計画できないものとし、出入りは現車両出入口のみと考えてよろしいでしょうか。	西側の植栽帯は道路区域のため敷地ではありません。 出入りについては現状変更することをご提案いただいて構いません。 但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
180	基本計画	敷地条件	基本計画 第3章 2周辺と調和した整備 (6) 歩行環境のあり方 に、「本敷地に留まらず周辺一体について、バリアフリー化などの歩行環境の快適な在り方を検討」「夜間の安全性に配慮した歩行環境のあり方」と記載がありますが、計画範囲外の青葉山公園や、西側道路の変更も前提とした提案は可能でしょうか。	本計画範囲外含め、歩行環境のあり方についてご提案いただいて構いません。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
181	基本計画	敷地条件	提案の中で敷地への入口を既存の場所から変更してもよろしいでしょうか。	179番の回答をご確認ください。
182	基本計画	敷地条件	前面道路において、車両出入国のための切り下げ位置の変更、または追加を行うことは可能でしょうか。	179番の回答をご確認ください。
183	基本計画	敷地条件	敷地北東にある東屋は敷地外と考えてよろしいでしょうか。	敷地北東に建屋はありません。 敷地北西にある建屋は敷地外となります。
184	基本計画	敷地条件	敷地内の樹木・植栽・石等は撤去して良いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	基本計画	敷地条件	敷地北側及び東側のフェンスの所有者をご教示ください。	敷地北側フェンスは、宮城県仙台第二高等学校、東側のフェンスは仙台市の所有です。
186	基本計画	敷地条件	(基本計画)p6において、本計画地はA-1エリアに該当し、高さ制限30mとすることが示されておりますが、景観法・仙台市『杜の都』景観計画p46の「5) 高さ基準の緩和条件となる公共的空間の定義」を満たし、市と協議を調え得る提案内容であれば高さ制限を緩和できる前提で提案を作成してもよろしいでしょうか。	A-1地区には、高さ制限の緩和規定はありません。
187	基本計画	敷地条件	(広瀬川の清流を守る条例)計画敷地内において一部第一種・第二種環境保全区域にかかるかと思われませんが、正確な位置を配布資料「敷地図」に追記して再配布いただけないでしょうか。	33番の回答をご確認ください。
188	基本計画	敷地条件	広瀬川の清流を守る条例により建物高さの20m規制が敷地東側にかかるが、範囲を寸法付で図示いただきたい。また、それ以外の敷地の建物高さ規制は30mという理解でよいか。	33番の回答をご確認ください。 また、それ以外の敷地の高さ制限は30mです。
189	基本計画	敷地条件	実施要領P19 11(2)イ 基本計画において、広瀬の清流を守る条例における高さ制限：20m以下の正確な線引き図をご示いただけないでしょうか。	33番の回答をご確認ください。
190	基本計画	敷地条件	高さ制限20mである環境保全区域は「一部」とありますが敷地内に重なる区域が把握できる資料があればお教えください。	33番の回答をご確認ください。
191	基本計画	敷地条件	鉄道からの迷走電流の影響は当該敷地にありますでしょうか。	これまでそういった事例はありません。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
192	基本計画	敷地条件	建蔽率について、基本計画 第3章 1 敷地の概要 (4) 土地利用上の法的な制限条件 には「60%*広瀬川の清流を守る条例による第1種環境保全区域においては50%」と記載がありますが、仙台市の都市計画図を確認すると敷地の一部が第一種と第二種にかかっています。 条例を確認すると、第一種環境保全区域 (50%) 第二種環境保全区域 (60%) では按分した建蔽率となり、その他の区域では60%というように理解しましたが、この認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりですが、按分した建蔽率の設定にあたっては関係部署との協議が必要となります。
193	基本計画	敷地条件	敷地と道路、敷地と公園の間の柵や塀を撤去する提案は可能でしょうか。	ご提案いただくことは可能です。
194	基本計画	敷地条件	ハザードマップを確認したところ、水害の危険度が低いため、地下にホールを埋め込むような提案は可能でしょうか。	ご提案いただくことは可能です。
195	基本計画	敷地条件	計画地は第二種住居地域ですが、本施設は建設可能ですか？どのようなスキームをご予定でしょうか。	134番の回答をご確認ください。
196	基本計画	敷地条件	周辺と調和した整備>(5) 国際センター駅との関係にて、「雨に濡れることなく駅から施設に入れること」と記載があります。敷地区の赤枠で囲われた敷地範囲と駅内部までの間に屋根などをかけた場合、赤枠で囲われた敷地範囲から構造物が越境することになりますが、許容されるでしょうか。	技術提案に含めることは可とします。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
197	基本計画	地下鉄駅	基本計画p. 37、「雨に濡れることなく駅から施設に入れる・・・施設と駅舎の望ましい関係の在り方を検討すること」とありますが、建物同士を接続させて良いものと考えてよろしいでしょうか。	196番の回答をご確認ください。
198	基本計画	敷地条件	敷地内に撤去不可の既存配管等あればご教示いただけますでしょうか。 <(仮称) 国際センター駅北地区複合施設 基本計画書 P35>	特にありません。
199	基本計画	敷地条件	1. 敷地の概要>(4) 土地利用上の法的な制約条件にて、本敷地に係る条例の記載があります。これらにの 詳細や運用、解釈の確認をするために、プロポーザル期間中に担当部署への問い合わせを行うことは問題ないと認識していますが正しいでしょうか。 <(仮称) 国際センター駅北地区複合施設 基本計画書 P36>	担当部署への問い合わせはご遠慮ください。
200	基本計画	敷地条件	前面道路幅員をご教示いただけますでしょうか。	2車線、幅員約20～26mです。
201	基本計画	敷地条件	敷地区について、敷地内高低差の大きな敷地であると同時に、高さ制限が計画に及ぼす影響が大きいと、敷地境界線上主要点の地盤レベルをご提供いただけませんか。	28番の回答をご確認ください。
202	基本計画	敷地条件	ハザードマップについて 本計画敷地東側の緑地帯まで浸水深さが3m以上に設定されています。実際に計画地もしくは周辺地まで浸水した過去実例はありますか。	ありません。ご記載の洪水浸水想定区域は河川敷であり、本施設の整備予定地とは高低差があります。
203	基本計画	敷地条件	都市計画情報と設計業務委託仕様書3項、3.設計条件、(1)敷地条件について本計画敷地は用途地域が第二種住居地域ですが、劇場用途の建物とするにあたり用途地域を見直す前提と考える事でよろしいでしょうか。	134番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
204	基本計画	敷地条件	都市計画情報と設計業務委託仕様書3項、3.設計条件、(1)敷地条件について⑤にて用途地域の変更があった場合、高度地区(第3種高度地区)の見直しもありますでしょうか。	仙台市では、現在、適切な土地利用の誘導・制限を図るため、地域地区等見直しの検討を進めておりますが、当該エリアにおいては、北側敷地の日照を確保し良好な住環境を保護する必要があると考えていることから、高度地区は見直しを検討していない状況です。
205	基本計画	設備機器	現状ホール設備・厨房設備以外に想定されている機器(ワークショップ室の加工備品など)ありますか。	現段階では明確に提示できません。今後検討の中で具体化していきます。
206	基本計画	大規模学会	基本計画 第4章 5 施設整備における配慮事項 (1) 大規模学会での施設利用に、仙台国際センターのみでは会場が不足する大規模学会での利用も想定しているとありますが、何人規模の想定でしょうか。	過去に開催された「仙台国際センターのみでは会場が不足する大規模学会」のうち最大規模のものでは、参加者数は約15,000人であり、今後も同規模の学会が開催される可能性があります。 (こうした学会は、本施設のみを会場とするのではなく、仙台国際センター、本施設、その他青葉山エリア内の他施設などを総合的に活用して開催される想定です)
207	基本計画	建物条件	本計画建物の構造形式について制約はありますか。	ありません。
208	基本計画	建物条件	建物階数の制約はありますか。	ありませんが、高さ制限他各条件との兼ね合いを考慮してください。
209	基本計画	建物条件	本計画の建築基準法上の用途は劇場と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	基本計画	建物条件	基本計画p45(3)に「外皮断熱の強化や高効率設備機器の導入、再生可能エネルギーの活用などにより、ZEB Ready 相当以上を目指します」とありますが、ZEB Readyでは再生可能エネルギーが評価されません。一方、劇場建築でZEB Readyの実現は非常に困難であると予想されます。再生可能エネルギーを含み、基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減を目指す、と理解してよろしいでしょうか？	本市環境行動計画では、「今後予定する新築、改築建築物についてはZEBready相当以上を目指し、施設の用途や規模に応じたより高い環境水準の建築物となるよう検討する。」こととしております。 ご指摘のとおり、劇場建築でのZEBreadyの実現は、難しいことは認識しておりますが、可能な限り、再生可能エネルギーの導入等を含め、エネルギー消費量の削減に努めます。
211	基本計画	利用条件	ホール他、諸室においてセキュリティライン検討のため、時間貸し等の想定があれば教えていただけないでしょうか(基本計画p.49)	大・小ホール等は午前・午後・夜間などの区分単位で貸し出すことを想定していますが、それ以外の諸室については、1時間単位で貸し出すものもあると想定しています。詳細については、設計着手後の段階での検討となります。
212	基本計画	市営地下鉄駐輪場	隣接する駐輪場は、計画敷地外か。敷地に取り込むことは可能か。	計画敷地外です。 施工期間中も含め既存の駐輪場機能を担保する内容であれば、駐輪場敷地の活用を技術提案に含めることは可とします。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
213	基本計画	市営地下鉄駐輪場	敷地南西側の駐輪場について、同程度の駐輪台数を想定の上、位置を変更、もしくは新築提案の一部としてもよろしいでしょうか。また可能な場合、既存駐輪場の駐輪台数を教えていただきたいです。	212番の回答をご確認ください。 既存駐輪場の駐輪台数は約100台です。
214	基本計画	市営地下鉄駐輪場	敷地南西に接する「国際センター駅自転車等駐車場」の土地および機能を本計画に組み込んでよいでしょうか。	212番の回答をご確認ください。
215	基本計画	市営地下鉄駐輪場	敷地への現状のアクセス> ■自転車> 西側道路(澱橋通線)沿いの駅舎脇に駐輪場がある。と記載があります。 当該駐輪場は敷地区の赤枠で囲われた敷地範囲外ですが、本計画と一体的に計画すべきであるという考えから、再整備も提案して良いでしょうか。<(仮称)国際センター駅北地区複合施設 基本計画書 P35>	212番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
216	基本計画	駐車場・駐輪場	基本計画 本編のP61 適切な台数の来館者及び関係者用の駐輪場とありますが、バイクも含めて何台程度見込む必要がありますでしょうか。	現段階では見込台数についてお示しすることはできません。設計過程において、市と受注者で協議のうえ詳細を固めていくことになります。
217	基本計画	駐車場・駐輪場	駐輪場の台数について、設置台数の指定や想定がございましたらお示してください。	216番の回答をご確認ください。
218	基本計画	駐車場・駐輪場	[基本計画 P61]駐輪場に関して想定台数がございましたら、ご教示ください。	216番の回答をご確認ください。
219	基本計画	駐車場・駐輪場	「(仮称)国際センター駅北地区複合施設基本計画」p61の一般来館者用駐車場について、地下に設けることは認められますか？	133番のご回答をご確認ください。
220	基本計画	駐車場・駐輪場	バリアフリー対応の駐車台数に想定がありましたらご教示ください。	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例の規定をご確認ください。
221	基本計画	駐車場・駐輪場	一般来館者用駐車場100台程度のうち、障害者等用駐車区画の台数に指定や想定がございましたらお示してください。	220番の回答をご確認ください。
222	基本計画	駐車場・駐輪場	基本計画 第5章 6共通施設 (1) 駐車場に、「子育て世代、高齢の方、障害のある方など多様な人々が訪れる施設であることを踏まえ、一般来館者用駐車場を敷地内に概ね100 台程度整備します。」「事業主催者等が関係者用駐車場を、敷地内の一般来館者用駐車場とは離れた区画(地下も可とする)に、40台程度整備します。」と記載がありますが一般来館者用駐車場についても地下に計画する提案は可能でしょうか。また、機械式駐車場の提案は可能でしょうか。	133番のご回答をご確認ください。
223	基本計画	駐車場・駐輪場	[基本計画 P61]関係者用駐車場が地下での整備が可能とのことですが、一般来館者用の駐車場を地下に設けることは可能でしょうか。	133番の回答をご確認ください。
224	基本計画	駐車場・駐輪場	駐車場の屋内設置・屋外設置の内訳はありますでしょうか。また、一部を機械式とする事は可能でしょうか。	133番の回答をご確認ください。
225	基本計画	駐車場・駐輪場	「一般来館者用の駐車場」を地上ではなく地下に配置することは可能性としてございますか？	133番の回答をご確認ください。
226	基本計画	駐車場・駐輪場	関係者用駐車場については「地下も可とする」記載がございましたが、一般来館者用駐車場を地下に整備することは可能でしょうか。	133番の回答をご確認ください。
227	基本計画	駐車場・駐輪場	現況の駐車場には大型バスの駐車場がありますが、一般来館者用駐車場に大型バスの駐車も考慮する必要はありますでしょうか。	159番の回答をご確認ください。
228	基本計画	駐車場・駐輪場	基本計画P37において「本施設は、地下鉄東西線国際センター駅の隣接地に立地します。現在の青葉山交流広場には、国際センター駅利用者の送迎にも使われるロータリーが整備されています。本施設ができて、車両、バイク、自転車、その他の移動手段と地下鉄の接続の利便性、効率が維持されるよう検討します。」とありますが、ロータリーは敷地内で移設(形状等変更)又は現状のまま機能を維持するという理解でよろしいでしょうか。また、国際センター駅自転車等駐車場についても、同程度の駐車駐輪台数を確保すれば敷地内の別の位置での確保で問題ないでしょうか。	ロータリーの考え方については、154番の回答をご確認ください。駐輪場については、212番の回答をご確認ください。
229	基本計画	駐車場・駐輪場	設計業務委託仕様書1 項、2 計画施設概要、(5)その他について本計画敷地内における駐輪場、駐車場の必要台数をご教示いただけますでしょうか。	駐輪場については、216番の回答をご確認ください。駐車場については、基本計画P61に記載のとおりです。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
230	基本計画	搬入ヤード	基本計画 本編のP41 ③搬入車両アクセス動線 のトラック待機スペースについて、何台くらい、あるいは、どの程度のスペースを想定されていますでしょうか	一定程度広いスペースがあることが望ましいですが、他の諸条件・諸要素も勘案しながら総合的に判断するものであるため、基本計画P41、P49に記載している以上の具体的な指定はありません。
231	基本計画	広場エリア	カフェ、レストランは外部企業に委託予定でしょうか？	カフェ、レストランの運営は市以外の主体が担うことを想定していません。運営者の選定は設計完了以降の段階で行う想定です。
232	基本計画	広場エリア	屋外広場の面積に想定がありましたらご教示ください。	特にありません。
233	基本計画	広場エリア	交流ロビーゾーンやホールのホワイエに設置が必要なコインロッカーの数の指定はありますか。	現時点での指定はありません。提案者側で適切と考えるボリュームでご提案ください。
234	基本計画	広場エリア	レストラン、カフェは、別々ではなく、どちらの機能も持った1店舗を計画するという認識でしょうか。	レストラン・カフェについては、一体とする計画、それぞれ別に設ける計画のいずれもあり得るものと想定しています。
235	基本計画	広場エリア	3. 施設の構成 広場エリアの屋外広場は床面積算定外とありますが、広場の上に屋根をかけ半屋外広場にした場合も算定外でしょうか。〈(仮称)国際センター駅北地区複合施設基本計画書 P40〉	ご記載のケースでも、基本計画P40に記載した想定延床面積最大32,000㎡程度には含めなくて構いません。なお、建築基準法上の建蔽率、容積率は超えないようにご留意ください。
236	基本計画	広場エリア	「レストラン」及び「カフェ」の室面積又は人員の想定があればご教示ください。	基本計画に記載したエリアごとの想定床面積や諸室計画の情報を基にご提案ください。詳細は、基本設計過程において、市と受注者で協議のうえ検討していくこととなります。
237	基本計画	文化芸術創造支援・活用エリア	「舞台工房」及び「衣裳工房」の室面積又は人員の想定があればご教示ください。	基本計画に記載したエリアごとの想定床面積や諸室計画の情報を基にご提案ください。詳細は基本設計過程において、市と受注者で協議のうえ検討していくこととなります。工房専従の係員は、特に予定していません。
238	基本計画	ホールエリア	小ホールのホール形式は任意と考えて宜しいでしょうか。	基本計画第5章1(2)及び音響ガイドラインに基づきご検討ください。
239	基本計画	ホールエリア	(基本計画)p48「客席規模は350席程度(固定席)とします。」とありますが、平土間もしくは段床の想定などありましたらご教示ください。	小ホールについて記した基本計画第5章1(2)においては、平土間形式への転換は想定しないという意味で「固定席」と記述しています。段床については、同じく基本計画第5章1(2)の「視認性にも優れたホールとします。」の記述を踏まえて適切に計画してください。
240	基本計画	ホールエリア	「(仮称)国際センター駅北地区複合施設基本計画」p42およびp43の搬入動線について、大ホールと小ホールの搬入口は、出演者・関係者動線と交錯しない裏動線で接続されている必要がありますか？	基本計画P42の「安全性確保のため、搬入口から大・小ホール舞台までの搬入動線は、極力距離を短くするとともに、出演者・関係者動線と交錯しない計画とします。」という記述に関しては、「大ホールと大ホール用搬入口」「小ホールと小ホール用搬入口」のことを指すものであって、「大ホール用搬入口と小ホール用搬入口」の接続について言及しているものではありません。但し、基本計画P41に、動線全般の考え方として「原則としてそれぞれの動線をはっきりと分離し、安全性、明快性、利便性を確保します。」との記述もありますので、その点に留意する必要があります。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
241	基本計画	ホールエリア	基本計画では、大ホールは「サラウンド型コンサートホール形式とプロセニアム劇場形式の2つの形式に転換可能なホール」とされているが、技術提案書において、ホール形式転換のための舞台機構についてどの程度詳細に記載する必要があるか。	大ホールの転換機構（可動式舞台音響反射板・客席機構）については、設計の過程で、実施要領P5に記載の複合施設整備アドバイザーや音響コンサルタントも参画しながら詳細を固めていくことを想定しています。このため、プロポーザル段階においては、安全で実現可能な提案を求めますが、転換機構の詳細まで求めるものではありません。但し、平面・断面イメージ図の作成にあたっては、プロセニアム劇場形式時に転換機構を収める空間について考慮してください。
242	基本計画	ホールエリア	ピアノ庫の必要部屋数を、大ホール/小ホール別にご教授ください。	大・小ホールそれぞれのピアノ庫の想定収納台数は基本計画P47、48に記載しておりますが、部屋数の指定はありません。
243	基本計画	ホールエリア	基本計画 第5章 1 ホールエリア 大・小ホール共通事項に、「その他、洗濯乾燥室、衣裳室、ヘア&メーキャップ室、小道具室、専属舞台技術スタッフ室、外部スタッフ控室などを計画し、男女別トイレおよび多機能トイレ、男女別シャワー室、倉庫等を大・小ホールそれぞれに設ける。」と記載がありますが、洗濯乾燥室～外部スタッフ控え室については大ホール・小ホールそれぞれではなくどちらか、もしくは共通エリアに必要という認識で合っていますでしょうか。	いずれの機能についても、原則として大・小ホールそれぞれに設けることを想定していますが、小ホールにおいては室数が限られていることから、衣裳室、ヘア&メーキャップ室、小道具室、外部スタッフ控室などは専用の室とせず、同じ室が必要に応じて使い分けることも想定します。なお、基本計画P42には「大・小ホールエリアの利用者同士が入り混じることのないよう区画設定やセキュリティに留意する」と記載しており、大・小ホール共通のものとして設置することは安全管理上の課題があるものと考えています。詳細は設計過程において、市と受注者で協議のうえ決定していくこととなります。
244	基本計画	ホールエリア	大ホールの座席数2000席程度というのは、コンサートホール形式の際の席数か、座席を一部収納してプロセニアム劇場形式とした際の席数か、どちらになりますでしょうか。	プロセニアム劇場形式、サラウンド型コンサートホール形式いずれにおいても2,000席規模であることを想定しています。プロセニアム劇場形式においてオーケストラ迫りをオーケストラピットとして用いる場合は、迫り部分にある座席が格納されることとなりますので、この用法における席数は2,000席規模を下回って構いません。サラウンド型コンサートホール形式においては、オーケストラ迫りを舞台の一部として用いる使い方が基本になると想定しています。この場合にも迫り部分の座席が格納されることとなりますが、一方で可動式舞台音響反射板・客席機構に組み込まれた客席を使うことができますので、概ね2,000席規模の確保が可能と想定しています。
245	基本計画	ホールエリア	[基本計画 P46]2000席規模のホールとありますが、2000席には(同書P47にある)客席機構を含む前提での設計でも問題ないでしょうか。機構部分を除いて2000席必要ということでしょうか。	244番の回答をご確認ください。
246	基本計画	ホールエリア	サラウンド型として舞台後方・側面に付属する観客席は、2,000席の席数に合不来ないということでしょうか。その場合、舞台後方、側面の客席は何席程度を想定すればよろしいでしょうか。	244番の回答をご確認ください。
247	基本計画	ホールエリア	実施要領P19 11(2)イ 基本計画において、大ホールは2,000席規模とありますが、演目がオペラ等オーケストラピットを利用する場合、席数は最小限になると思われますが、減ずることが可能な許容範囲をご教示いただけないでしょうか。	244番の回答をご確認ください。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
248	基本計画	ホールエリア	大ホールのフライタワーと奈落の形状や寸法について、指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、可動式舞台音響反射板・客席機構によるホール形式の転換機構を想定し、基本計画および音響ガイドラインの記載内容を踏まえ、適切な形状・寸法としてください。
249	基本計画	ホールエリア	各ホールの利用実態について、仙台フィルハーモニー管弦楽団以外で具体的に利用が決定している団体や演目等があれば共有して頂けないでしょうか（基本計画p.60）	基本構想および基本計画の「事業」の項目をはじめ、各章の記載をご参照ください。
250	基本計画	ホールエリア	コンサートホール形式はサラウンド型一択と考えてよろしいですか？サラウンド型とノーマルな客席が舞台後方にならないタイプの二つを考える必要はございますか？	基本計画でP46～48に記載のとおり、プロセニウム劇場形式とサラウンド型コンサートホール形式の2つの形式に転換可能なホールを計画してください。 ただし、実施要領P11に記載のとおり、より発展的な提案があればそれを制限するものではありません（基本計画及び音響ガイドラインの趣旨・内容を十分に確認したうえでご提案ください）。
251	基本計画	利用条件	「ホールエリア」「文化芸術創造支援・活用エリア」「災害文化創造支援・発信エリア」「広場エリア」それぞれの開館時間の想定があればご教示ください。	開館時間など管理運営の詳細については、設計着手後の段階での検討となります。 一部諸室については、施設全体とは異なる開館日・開館時間の設定をすることも可能性があります。
252	基本計画	利用条件	施設の各用途の開館日・時間の想定がございましたらお示し下さい。	251番の回答をご確認ください。
253	基本計画	公園区域	公園区域の再整備を提案に含めてよいか。	技術提案に含めることは可とします。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
254	基本計画	公園区域	桜の小径は敷地外ですが、計画建物と一体的な活用を想定した提案は可能でしょうか（基本計画p.36,52）	253番の回答をご確認ください。
255	基本計画	地下鉄駅	施設計画と合わせて地下鉄駅の改修工事等は提案に含めてよいか。	技術提案に含めることは可とします。但し、受注候補者の特定により、その実現性を担保するものではなく、基本設計着手後に所管課との協議により実現性を検討することとなります。
256	基本計画	地下鉄駅	当複合施設の立地により、駅からの人流に変化が生じると推測します。当敷地へのアクセシビリティとして駅改良の予定を想定してよろしいでしょうか。	255番の回答をご確認ください。
257	基本計画	地下鉄駅	(5) 国際センター駅との関係 「・・・雨に濡れることなく駅から施設に入れること」とありますが、駅から施設までの動線に屋根をかける場合、床面積に含むでしょうか。 << (仮称) 国際センター駅北地区複合施設 基本計画書 P37 >>	ご質問のような構造物（屋根）については、基本計画P40に記載した想定延床面積（最大32,000㎡程度）には含めなくて構いません。 なお、建築基準法上の建蔽率、容積率は超えないようにご留意ください。
258	基本計画	土地利用制限	整備予定地は第二種住居地域に指定されており、建築基準法上の用途制限により立地できない用途と考えられるが、どのような想定か。	134番の回答をご確認ください。
259	基本計画	その他	市側でBCPの与件としてはどのようなお考えがありますでしょうか。	災害に強い施設づくりの考え方は、基本計画P44～45に記載のとおりです。
260	基本構想	利用条件	施設の営業時間等の想定があれば教えていただけませんか（基本構想p.23）	251番の回答をご確認ください。
261	基本構想	建物条件	基本構想38 項、2. 施設の詳細について記載されている各エリア（文化芸術創造支援・活用エリア、災害文化創造支援・発信エリア、広場エリア、運営エリア）の収容人数の想定はありますでしょうか。	基本計画に記載したエリアごとの想定床面積や諸室計画の情報を基に、ご提案ください。詳細は基本設計過程において、市と受注者で協議のうえ検討していくこととなります。

	資料名	該当部分	質問内容	回答
262	基本構想	ホールエリア	基本構想38 項、2. 施設の詳細について 各エリアの延床面積(①ホールエリア 9,000 m ² ~9,200 m ² 程度、②文化芸術創造支援・活用エリア3,000 ~ 3,100 m ² 程度、③災害文化創造支援・発信エリア1,250 m ² 程度、④広場エリア2,000 m ² ~2,100 m ² 程度、 ⑤運営エリア2,300 m ² ~2,600 m ² 、 その他13,450 m ² ~13,750 m ² 程度)の 面積増減の考え方(+ -のパーセント) についてご教示いただけますでしょうか。	施設の構成に関しては、基本構想後に策定した基本計画P40の記載を参照してください。同ページの注釈にあるとおり、エリアごとの床面積の想定は目安の値となりますが、施設内駐車場以外の全体延床面積は記載の値(最大32,000m ² 程度)を超えないものとします。 エリアごとの増減幅の指標(パーセンテージ)はありません。
263	基本構想	発注方法	分離発注方式とPFIを引き続き検討とありますが、基本設計までにおける成果物は概要書や各種検討資料ではなく、ゼネコン他が見積もることのできる機器表やプロット図などの図面を想定されていますでしょうか。	基本計画第6章1(1)に記載のとおり、「設計施工分離発注方式」を採用しております。